
2025年10月 16日
一般財団法人 家電製品協会
S G ムービング株式会社

家電リサイクルにおける消費者の排出利便性向上に向け、
一般財団法人家電製品協会とS Gムービング株式会社が連携協力協定を締結

家電リサイクル法に基づき排出される廃家電4品目（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ）は、一般的には家電小売業者を通じて回収されますが、購入した小売業者が不明であったり、廃業している、又は遠方にあるなどの事情で、小売業者に引取を依頼することが難しい廃家電（いわゆる「引取義務外品」）への対応が課題となっています。この引取義務外品については、国の検討会の報告書※1においても、消費者が適正排出をしやすい方法を検討するとともに、それを消費者にわかりやすく伝える方法を関係者が検討していくべきであると提言しております。

これまで、引取義務外品については、自治体が地域の小売業者と協力協定を結んで住民に案内する、廃棄物処理法に基づく収集運搬許可を有する業者を住民に紹介する等の取り組みが行われてきましたが、今後、少子高齢化の進行に伴い、買い替えを伴わない排出の増加が予想されることから、排出時の消費者の利便性の向上が必要です。

このため、一般財団法人 家電製品協会〔理事長：榎 公雄（ソニー株式会社 代表取締役 社長 CEO）〕は、この度、通信販売で家電4品目を販売する小売業者の引取を全国規模で受託し、全国182自治体と引取義務外品の連携協力協定※2を締結しているS Gムービング株式会社〔代表取締役社長：角本 高章〕と連携協力協定を締結し、引取義務外品の引取りをインターネットや電話により手軽に申込みが出来、家電リサイクル券の発行、宅内の設置場所からの搬出、メーカーへの引渡しまでをワンストップで依頼できるサービスを拡大していきます。

※1 令和4年6月 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会 家電リサイクル制度評価検討小委員会 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」

※2 最近の協定事例 https://www.sg-hldgs.co.jp/newsrelease/2025/1006_5505.html

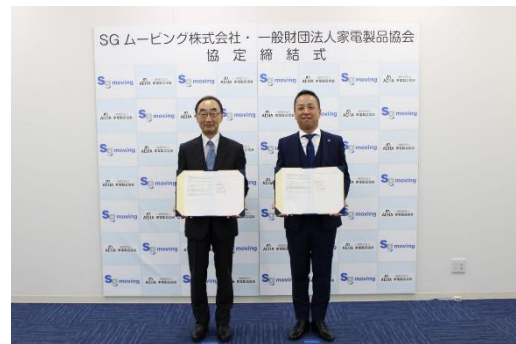
【主な協定内容】

- (1) 家電製品協会はWEBサイト等を通じて、S Gムービングが消費者に提供する廃家電4品目の収集運搬サービスを周知する。
- (2) 家電製品協会は家電リサイクルコールセンターなどにおいて、消費者からの問い合わせに対し、必要に応じてS Gムービングの収集運搬サービスを紹介する。
- (3) S Gムービングは廃家電4品目の収集運搬サービスを提供するWEBサイトを新設し、消費者が安心して依頼できる体制を整える。
- (4) S Gムービングは地方公共団体や小売業者との連携を更に促進する。

【締結日】 2025年10月16日（木）



家電製品協会 川上専務理事 SGムービング 角本代表取締役社長



■一般財団法人 家電製品協会

名 称 ： 一般財団法人家電製品協会
 所在地 ： 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号霞が関東急ビル5階
 代表者 ： 理事長 榎 公雄（ソニー株式会社 代表取締役 社長 CEO）
 設立日 ： 1973年発足
 事業内容 ： 家電製品の安全性向上、廃家電製品対策、省エネルギー・省資源対策などに纏わる調査・研究と政策の立案、実施
 ホームページ ： <https://www.aeha.or.jp/>

■SGムービング株式会社

名 称 ： SGムービング株式会社
 所在地 ： 東京都江東区新砂3丁目2番9号
 代表者 ： 代表取締役社長 角本 高章
 設立日 ： 1988年10月
 資本金 ： 1億円
 事業内容 ： 一般貨物自動車運送事業、産業廃棄物収集運搬業、電気工事業など
 ホームページ ： <https://www.sagawa-mov.co.jp/>

【本件に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 家電製品協会 広報部 三善、柴田

TEL：03-6741-5602 E-mail：koho@aeha.or.jp

SG ムービング株式会社 管理部 広報担当宛

TEL：03-5857-2450 E-mail：sgmoving-soumu@sagawa-exp.co.jp
